

## 「長崎県犯罪被害者等支援計画(仮称)」素案に対する パブリックコメントの募集結果について

「長崎県犯罪被害者等支援計画(仮称)」素案について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。  
お寄せいただいたご意見に対する考え方をまとめましたので公表します。

### 【意見募集要領】

#### 1 募集期間

令和元年9月27日(金)から同年10月17日(木) (21日間)

#### 2 募集方法

郵送、ファクシミリ、電子申請

#### 3 閲覧方法

県ホームページに掲載

県民生活部交通・地域安全課、県政情報コーナー(県庁県民センター内)

各振興局行政資料コーナー(長崎振興局を除く)

#### 4 意見件数

8件

#### 5 意見の反映状況

対応区分	対応内容	件数
A	・ 案に修正を加え反映させたもの	0
B	・ 案に既に盛り込まれているもの ・ 案の考え方や姿勢に合致し、今後、具体的な施策を遂行する中で反映していくもの	8
C	・ 今後検討していくもの	0
D	・ 反映が困難なもの	0
E	・ その他	0
	合 計	8

6 提出されたご意見の要旨及び県の考え方

B 案に既に盛り込まれているもの、案の考え方や姿勢に合致し、今後、具体的な施策を遂行する中で反映していくもの。 8件

番号	ご意見該当項目	ご意見の概要	県の考え方
1、 2、 7	素案全般について	素案のままで問題ない。  【同様意見合計3件】	県としては、支援計画に基づき犯罪被害者等支援の施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。
3	-第4 県民の理解の増進 と配慮・協力の確保への取組	犯罪被害者等支援に向けた施策に対する取組も必要であるが、まず犯罪者をなくす取組が必要に思う。 全国各地で通り魔的な犯罪が多発しているが、これらをなくす取組が必要に思う。	県としては、長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例及び同行動計画に基づき、犯罪のない安全・安心なまちづくりのための施策を推進しておりますが、犯罪被害者等支援計画の中でも、市町及び関係機関・団体と連携した啓発活動や学校における教育を通じて、命の大切さや人権の尊重について県民の理解を深めることにより規範意識の向上を図るなど、犯罪の被害者にも加害者にもならないための取組を推進することとしております。
4	-第4 県民の理解の増進 と配慮・協力の確保への取組（学校における教育）	教育課程で犯罪について学習させることは難しいと思われるが、子供は家庭でうまくしつけがなされなかった場合、学校での教育が、今後社会に出るに当たって重要と考える。 勉強だけでなく社会で役立つ教育を期待する。	県としては、学校における教育の中で、命の大切さや人権の尊重について学ぶ機会を通じて、幼少期から犯罪被害者等支援に対する理解や規範意識の向上に努めることとしております。
5	-第4 県民の理解の増進 と配慮・協力の確保への取組（県民の理解の増進）	犯罪被害者に関する支援の状況等について知らない人も多いはずである。 まずは知ることから様々な考えや意見等が生まれると思う。 このようなことから、潜在化している犯罪被害者を救うためにもより効果的な広報啓発活動がなされることを期待する。	県としては、市町及び関係機関・団体と連携した啓発活動等を通じて、犯罪被害者等支援について県民の理解の増進に努めることとしております。
6	<支援のイメージ>	犯罪被害者等基本法に基づく地方公共団体の責務として県の交通・地域安全課内に県の総合対応窓口ができ、支援体制ができたことは喜ばしい限りであるが、少し遅かったような感じもする。 イメージ図を見たときに国民運動として定着した交通安全活動を参考にしたものと推察した	県では、従前から交通・地域安全課に犯罪被害者等支援に関する総合的対応窓口を設置し、犯罪被害者等支援の施策に取り組んでおります。 また、市町において、条例制定のほか、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援施策を策定し、実施するに当たっては、必要な情報の提供及び助言その他の協力を行

		<p>が、それゆえに成果が期待できる。</p> <p>今後、条例未作成の市町が条例作成を行うものと思うが、温度差が出ないよう、警察等からも議会に働きかけ、まずは条例制定をお願いしたい。</p> <p>それができれば、条例に基づく個々の支援内容が具体的に決まるものと思う。</p> <p>特に支援推進協議会は市町における市民運動の第一歩になるものと思われることから、交通安全活動を見本に早急に立ち上げてほしい。</p> <p>細かい内容は組織の中で丁寧に被害者等によりそって作成していただければと思う。</p>	<p>うこととしております。</p> <p>更には、県、市町、警察で構成する「長崎縣市町犯罪被害者等支援推進協議会」を既に設置しており、県と市町が一体となって更なる支援の充実を図ることとしております。</p>
8	<p>-第1 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組（総合的支援体制の整備）</p>	<p>各機関が連携して支援を実施することは非常に大切だと思う。</p> <p>具体的な連携のための取組はまた別にあると思うが、数年一度でいいので、机上訓練ではなく、実際に訓練をすると、実動員同士が顔の見える関係になり、実際に支援が必要な時にスムーズに動けるのではないかなと思う。</p> <p>実動訓練まではしなくても、例えばこういう事例であれば誰が現場に出るか、誰が調整を担うか、など、その事例ごとに指名し、すべきことを検討してもらおうと、窓口担当だけが支援を担うわけではないという意識も少しは出てくるのではと期待する。</p>	<p>県としては、新たに設置した県の犯罪被害者等支援の関係部局で構成する「長崎県犯罪被害者等支援推進会議」及び県、市町、警察で構成する「長崎縣市町犯罪被害者等支援推進協議会」と、関係機関、民間団体で構成する既存の「長崎県被害者支援連絡協議会」の3つの推進体制を効果的に運用することにより、県、市町、警察、関係機関・団体が連携して、県全体の犯罪被害者等支援の更なる充実を図ることとしております。</p>